

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）

改正案	現行
<p>(定義) 第一条 (略) 2 (略) 3 この政令において「長期信用銀行」とは、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第一条に規定する長期信用銀行をいう。</p> <p>(信託業務を兼営する金融機関の範囲) 第二条 法第一条第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。</p>	<p>(定義) 第一条 (略) 2 (略) (新設)</p> <p>(信託業務を兼営する金融機関の範囲) 第二条 法第一条第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関（第一号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、銀行法第十六条の二第四項又は信用金庫法（昭和二十六年法律第百二十八号）第五十四条の十七第三項、労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）第五十八条の五第三項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の四第三項、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十八第四項若しくは水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第八十七条の三第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けて信託業務を営む銀行を子会社としているものを除く。）とする。</p>

一 銀行

二 長期信用銀行

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 農林中央金庫

七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合

八 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

(金融機関が営むことができない業務)

第二条の二 法第一条第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 信託業法(大正十一年法律第六十五号)第五条第一項第二号に

一 銀行(その業務が全国の区域に及ぶものとして金融庁長官の指定するものを除く。)

(新設)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

(新設)

五 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合

六 水産業協同組合法第十一条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

(新設)

掲げる業務のうち不動産の売買及び貸借の媒介

二 信託業法第五条第一項第七号イに掲げる業務のうち不動産の売買及び貸借の代理

三 土地若しくはその定着物、地上権又は土地の賃借権（以下この号において「土地等」という。）を含む財産の信託であつて、土地等の処分を信託の目的の全部又は一部とするもの（次に掲げるものを除く。）

イ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十三項に規定する特定目的信託

ロ その受益権の譲渡先が特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）又は登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二十項に規定する登録投資法人をいう。）に限られる信託

四 その他内閣府令で定める業務

（同一人に対する信用の供与）

第三条 信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託（法第四条において準用する信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補てん付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定める

（同一人に対する信用の供与）

第三条 信託業務を営む銀行が元本補てん付き金銭信託（法第四条において準用する信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、当該銀行に係る銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第四項第一号に規定する貸出金には、当該元本補てん付き金銭信

ものをいう。()を含むものとする。

- 一 第二条第一号に掲げる金融機関 銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条第四項第一号に規定する貸出金
- 二 第二条第二号に掲げる金融機関 長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号)第六条において準用する銀行法施行令第四条第四項第一号に規定する貸出金
- 三 第三条第三号又は第十号に掲げる金融機関 信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百四十二号)第十一条第五項第一号に規定する貸出金
- 四 第二条第四号又は第十一号に掲げる金融機関 労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号)第五条第五項第一号に規定する貸出金
- 五 第二条第五号又は第十二号に掲げる金融機関 協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第一号に規定する貸出金
- 六 第二条第六号に掲げる金融機関 農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第二百八十五号)第五条第五項第一号に規定する貸出金
- 七 第二条第七号又は第十三号に掲げる金融機関 農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)第一条の六第五項第一号に規定する貸出金
- 八 第二条第八号、第九号、第十四号又は第十五号に掲げる金融機

託の信託財産の運用に係る貸出金(貸出金として内閣府令で定めるものをいう。()を含むものとする。

(新設)

関 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第
四條第五項第一号（同条第十一項及び第十五項において準用する
場合を含む。）に規定する貸出金

（合併の場合に催告をすることを要しない場合に係る規定）

第四條 法第六條に規定する政令で定める規定は、信託業務を営む次
の各号に掲げる金融機関が同条に規定する合併の決議をした場合に
ついて、当該各号に定める規定とする。

一 第二條第一号又は第二号に掲げる金融機関 商法（明治三十二
年法律第四十八号）第百條第一項

二 第二條第三号又は第十号に掲げる金融機関 信用金庫法（昭和
二十六年法律第二百二十八号）第五十八條第五項において準用す
る同法第五十一條第二項

三 第二條第四号又は第十一号に掲げる金融機関 労働金庫法（昭
和二十八年法律第二百二十七号）第六十二條第五項において準用
する同法第五十六條第二項

四 第二條第五号又は第十二号に掲げる金融機関 中小企業等協同
組合法第六十三條第二項において準用する同法第五十六條第二項
五 第二條第六号に掲げる金融機関 農林中央金庫及び特定農業協
同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年
法律第百十八号）第十二條第一項

六 第二條第七号又は第十三号に掲げる金融機関 農業協同組合法
第六十五條第四項において準用する同法第四十九條第二項

（合併の場合に催告をすることを要しない場合に係る規定）

第四條 法第六條に規定する政令で定める規定は、信託業務を営む次
の各号に掲げる金融機関が同条に規定する合併の決議をした場合に
ついて、当該各号に定める規定とする。

一 第二條第一号に掲げる金融機関 商法（明治三十二年法律第四
十八号）第百條第一項

二 第二條第二号又は第八号に掲げる金融機関 信用金庫法第五十
八條第五項において準用する同法第五十一條第二項

三 第二條第三号又は第九号に掲げる金融機関 労働金庫法第六十
二條第五項において準用する同法第五十六條第二項

四 第二條第四号又は第十号に掲げる金融機関 中小企業等協同組
合法第六十三條第二項において準用する同法第五十六條第二項
（新設）

五 第二條第五号又は第十一号に規定する金融機関 農業協同組合
法第六十五條第四項において準用する同法第四十九條第二項

七 第二条第八号、第九号、第十四号又は第十五号に掲げる金融機関 水産業協同組合法第六十九条第四項（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条第二項

（財務局長等への権限の委任）

第六条 第二条第七号から第九号までに掲げる金融機関（都道府県の区域を越える区域を地区とするものを除く。）及び同条第十三号から第十五号までに掲げる金融機関（都道府県の区域を越える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。）に係る法第九条ノ二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）は、これらの金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第四条において準用する信託業法第十七条の規定による報告の求め又は検査（以下この条において「検査等」という。）の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 第二条各号に掲げる金融機関（同条第七号から第九号までに掲げる金融機関にあつては都道府県の区域を越える区域を地区とするものに限るものとし、同条第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては都道府県の区域を越える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものに限る。）に係る次に掲げる長官権限は、これらの金融機関の本店（同条第三号から第十五号までに掲

六 第二条第六号、第七号、第十二号又は第十三号に規定する金融機関 水産業協同組合法第六十九条第四項（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条第二項

（財務局長等への権限の委任）

第六条 第五条第五号から第七号までに掲げる金融機関（都道府県の区域を越える区域を地区とするものを除く。）及び同条第十一号から第十三号までに掲げる金融機関（都道府県の区域を越える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。）に係る法第九条ノ二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）は、これらの金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第四条において準用する信託業法第十七条の規定による報告の求め又は検査（以下この条において「検査等」という。）の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 第二条各号に掲げる金融機関（同条第五号から第七号までに掲げる金融機関にあつては都道府県の区域を越える区域を地区とするものに限るものとし、同条第十一号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては都道府県の区域を越える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものに限る。）に係る次に掲げる長官権限は、これらの金融機関の本店（同条第二号から第十三号までに掲

げる金融機関にあつては主たる事務所。次項及び第四項において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、検査等の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一（略）

二 法第五条第二項の規定による代理店の設置又は廃止の認可

三（略）

3～6（略）

げる金融機関にあつては主たる事務所。次項及び第四項において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、検査等の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一（略）

二 法第五条後段の規定による代理店の設置又は廃止の認可

三（略）

3～6（略）